

平成16年第13回県教育委員会会議

教 育 長 報 告

1 報告事項

平成17年度公立学校管理職候補者選考試験最終合格者について

2 事項の説明

平成16年9月22日(水)に平成17年度公立学校管理職候補者選考試験の合格者を決定した。

なお、試験区分別の合格者数及び合格率は次のとおりである。

合 格 者 数

※ ( ) 内は女性で内数

試験区分 (種別)		応募者数	受験者数 A	合格者数 B	合格率(%) B/A
小中校長	<b>平成17年度</b>	<b>199( 51)</b>	<b>199( 51)</b>	<b>76( 24)</b>	<b>38.2( 47.1)</b>
	平成16年度	197( 50)	195( 49)	84( 27)	43.1( 55.1)
小学教頭	<b>平成17年度</b>	<b>145( 39)</b>	<b>143( 39)</b>	<b>54( 19)</b>	<b>37.8( 48.7)</b>
	平成16年度	167( 47)	164( 47)	67( 20)	40.9( 42.6)
中学教頭	<b>平成17年度</b>	<b>102( 23)</b>	<b>101( 23)</b>	<b>38( 7)</b>	<b>37.6( 30.4)</b>
	平成16年度	97( 22)	95( 21)	48( 10)	50.5( 47.6)
特殊校長	<b>平成17年度</b>	<b>10( 1)</b>	<b>10( 1)</b>	<b>2( 1)</b>	<b>20.0(100.0)</b>
	平成16年度	13( 3)	13( 3)	4( 1)	30.8( 33.3)
特殊教頭	<b>平成17年度</b>	<b>15( 2)</b>	<b>15( 2)</b>	<b>4( 1)</b>	<b>26.7( 50.0)</b>
	平成16年度	17( 3)	16( 2)	6( 2)	37.5(100.0)
高校校長	<b>平成17年度</b>	<b>66( 2)</b>	<b>66( 2)</b>	<b>23( 1)</b>	<b>34.8( 50.0)</b>
	平成16年度	54( 3)	54( 3)	25( 1)	46.3( 33.3)
高校教頭	<b>平成17年度</b>	<b>81( 9)</b>	<b>81( 9)</b>	<b>24( 4)</b>	<b>29.6( 44.4)</b>
	平成16年度	78( 7)	77( 7)	30( 3)	39.0( 42.9)
合計	<b>平成17年度</b>	<b>618(127)</b>	<b>615(127)</b>	<b>221( 57)</b>	<b>35.9( 44.9)</b>
	平成16年度	623(135)	614(132)	264( 64)	43.0( 48.5)

### 3 概 要

#### (1) 応募者

①応募者数は前年度より5人減少した。

増加：22人（小中学校校長2人、中校教頭5人、高校校長12人、  
高校教頭3人）

減少：27人（小学校教頭22人、特殊校長3人、特殊教頭2人）

②女性の応募者は前年度より8人減少した。

増加：4人（小中学校校長1人、中学校教頭1人、高校教頭2人）

減少：12人（小学教頭8人、特殊校長2人、特殊教頭1人、  
高校校長1人）

#### (2) 受験者

受験者数は615人で前年度より1人増加した。また、教頭試験には、教諭以外の職種から5人が受験している〔養護教諭1人（高校教頭女：不合）、実習助手1人（高校教頭男：不合）、学校栄養職員1人（小学教頭女：合格）、事務主査2人（中学教頭女：不合）〕。

#### (3) 合格者

①合格者は前年度より43人減少した。

減少：43人（小中校長8人、小学校教頭13人、中学校教頭10人  
特殊校長2人、特殊教頭2人、高校校長2人、  
高校教頭6人）

②女性の合格者は前年度より7人減少した。

増加：1人（高校教頭1人）

減少：8人（小中校長3人、小学校教頭1人、中学校教頭3人、  
特殊教頭1人）

#### ③合 格 率

合格率は全体で35.9%で前年度より7.1ポイント減少した。

合格率が最も高いのは小中学校校長の38.2%で最も低いのは特殊校長の20.0%である。

#### (4) 合格者の平均年齢等について

小中校長 52.5歳 (52.5歳)

特殊校長 53.5歳 (55.0歳)

高校校長 56.0歳 (55.2歳)

小学校教頭 46.2歳 (46.5歳)

中学校教頭 45.1歳 (46.2歳)

特殊教頭 45.8歳 (49.3歳)

高校教頭 49.0歳 (49.8歳)

( ) 内は前年度

合格者の年齢幅 49歳～58歳

合格者の年齢幅 52歳～55歳

合格者の年齢幅 54歳～58歳

合格者の年齢幅 40歳～55歳

合格者の年齢幅 40歳～51歳

合格者の年齢幅 42歳～54歳

合格者の年齢幅 42歳～54歳

#### ※ 民間人校長について

① 平成16年度に、民間人校長任用試験を試行実施。

② 今後、その実績・評価等の分析・検討

③ 現職校長との需要関係等。

**平成16年第13回県教育委員会会議  
教 育 長 報 告**

**1 報告事項**

平成17年度沖縄県公立学校教員候補者選考試験最終合格者決定について

**2 事項の説明**

去る8月23日・24日・25日に実施した平成17年度沖縄県公立学校教員候補者選考第二次試験の最終合格者を次のとおり決定した。

**表1 校種別合格者数(平成16年度・平成17年度)**

		受験者数	合格者数	合格率
		A(人)	B(人)	(B/A)
小学校	<b>平成17年度</b>	<b>1,484(1,053)</b>	<b>147(85)</b>	<b>9.9(8.1)</b>
	平成16年度	1,466(1,052)	162(92)	11.1(8.7)
中学校	<b>平成17年度</b>	<b>1,108(633)</b>	<b>68(33)</b>	<b>6.1(5.2)</b>
	平成16年度	1,026(565)	90(48)	8.8(8.5)
高等学校	<b>平成17年度</b>	<b>1,676(807)</b>	<b>96(47)</b>	<b>5.7(5.8)</b>
	平成16年度	1,686(832)	117(54)	6.9(6.5)
中・高共通	<b>平成17年度</b>	<b>622(398)</b>	<b>67(37)</b>	<b>10.8(9.3)</b>
	平成16年度	614(399)	75(38)	12.2(9.5)
養護教諭	<b>平成17年度</b>	<b>206(204)</b>	<b>27(27)</b>	<b>13.1(13.2)</b>
	平成16年度	200(198)	19(19)	9.5(9.6)
合計	<b>平成17年度</b>	<b>5,096(3,095)</b>	<b>405(229)</b>	<b>7.9(7.4)</b>
	平成16年度	4,992(3,046)	463(251)	9.3(8.2)

( )は女性で内数

**表2 過去5年間の状況**

区分	13年度(人)	14年度(人)	15年度(人)	16年度(人)	17年度(人)
応募者数(A)	4,954	5,104	5,212	5,343	5,493
受験者数(B)	4,531	4,703	4,873	4,992	5,096
合格者数(C)	371	411	406	463	405
合格率(C/B)	8.2%	8.7%	8.3%	9.3%	7.9%

**3 概要**

**(1) 昨年度との合格者数の比較**

本年度は、応募者数が前年度より150人増加の5,493人(受験者:5,096人)と過去最高となっている。また、最終合格者数は405人、前年度より58人減となっている。

なお、合格率は7.9%で、前年度より1.4ポイント下がった。

- ・小学校・・・合格者数は147人、前年度より15人減
- ・中学校・・・合格者数は68人、前年度より22人減
- ・高等学校・・・合格者数は96人、前年度より21人減
- ・中高共通・・・合格者数は67人、前年度より8人減
- ・養護教諭・・・合格者数は27人、前年度より8人増

## (2) 今年度の特徴

- ① 合格者の民間企業経験者等は、次のとおりである。

民間企業経験者	80人 (合格者全体の 19.8%)
補充教員経験者	363人 (合格者全体の 89.6%)
新規卒業者	24人 (合格者全体の 5.9 %)

※ 民間企業経験者で補充経験者は、両方にそれぞれの経験者数として含めている。

- ② 合格者の実用英語検定資格保有者は、次のとおりである。

級	3級	準2級	2級	準1級	1級	計
人 数	84人 (47人)	71人 (32人)	50人 (14人)	18人 (0人)	4人 (0人)	227人(合格者全体の 56.0 %) (93人 : 小学校合格者の 63.3 %)

( ) は小学校合格者で内数

- ③ 合格者の沖縄県出身者の割合は、次のとおりである。

沖縄県 367人 : 他県 38人 (本県 91% : 他県 9%)

校種・教科	沖縄県出身者	県外出身者
小学校	135人 (91.8)	12人 (8.2)
中学校	60人 (88.2)	8人 (11.8)
高等学校	85人 (88.5)	11人 (11.5)
共 通	62人 (92.5)	5人 (7.5)
養護教諭	25人 (92.6)	2人 (7.4)

## 4 今年度の改善点

- 一次試験の専門教科において、マークシート方式を導入した。
- 従来、筆記試験のみ実施してきた高校農業において、実技試験を一次試験で実施した。
- 実践的指導力をみるため「模擬授業」を重視し、持ち時間を従来の7分程度から10分程度に拡大した。

議案第1号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成16年10月20日

沖縄県教育委員会

教育長が「沖縄県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

**沖縄県教育委員会規則第9号**

**沖縄県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則**

沖縄県教育委員会若しくは沖縄県教育委員会に置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの（以下「沖縄県教育委員会等」という。）に対して行うこととされ、又は沖縄県教育委員会等が行うこととしている申請、通知その他の行為を、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県規則第 号）の規定の例による。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

## 概要説明

### 1 件名

沖縄県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

### 2 規則制定の必要性

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の趣旨にのっとり、県の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするため、沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例が制定され、その委任を受けて、県の機関は規則を制定する必要があり、教育委員会においても規則を制定する必要がある。

### 3 規則の概要

沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年沖縄県条例第 号）第2条第11号に規定する手続等及び教育委員会規則の規定（条例に基づくものを除く。）に基づいて沖縄県教育委員会等に対して行うこととされ、又は沖縄県教育委員会等が行うこととしている申請、通知その他の行為を、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県規則第 号）の規定の例による規定とする。

### 4 添付資料

- (1) 沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（案）
- (2) 知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（案）

(案)

乙第 号議案

## 沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

### (目的)

**第1条** この条例は、県の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようとするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び条例に基づく規則等をいう。
- (2) 規則等 執行機関、公営企業管理者、警察本部長又は議会が制定し、又は定める規則その他の規程をいう。
- (3) 県の機関 知事、議会、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、警察本部（警察署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて、法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (5) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (6) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (7) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関に対して行われる通知をいう。
- (8) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (9) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (10) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録を作成

し又は保存することをいう。

(11) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

**第3条** 県の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、県の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第4条** 県の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受けるものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受けるものの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受けるものに到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、県の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

**第5条** 県の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものと

みなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

**第6条** 県の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、県の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(県の手続等に係る情報システムの整備等)

**第7条** 県は、県の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 県は、県の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

**第8条** 知事は、少なくとも毎年度1回、県の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

**第9条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(沖縄県行政手続条例の一部改正)

2 沖縄県行政手続条例（平成7年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第3項第2号中「含む。)」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

平成 年 月 日提出

沖縄県知事 稲嶺惠一

沖縄県規則第 1 号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、他の規則に特別の定めのあるもののほか、知事等に係る行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年沖縄県条例第 1 号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 知事等 知事若しくは知事に置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子証明書 電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。

(公示)

第3条 知事は、知事等がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等について、あらかじめ、当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに当該使用を開始する日を公示するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行うものは、申請等を行うものの使用に係る電子計算機であつて知事が定める技術的基準に適合するものから、識別符号及び次項の規定による届出に際して届け出た暗証符号並びに当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を入力して、知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行わなければならない。

2 前項の規定による申請等を行おうとするものは、あらかじめ、申請等を行おうとするものの氏名又は名称、使用しようとする暗証符号その他必要な事項を届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出をしたものに識別符号を付与するものとする。

4 第1項の規定により申請等を行うものは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、知事の指定する申請等については、この限りでない。

(1) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書

(2) 前号に規定するもののほか、知事が定める電子証明書

5 第1項の規定により申請等を行うものは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録（以下「添付書面等」という。）に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項を同項に規定する申請等を行うものの使用に係る電子計算機から入力して、同項の知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該添付書面等を提出しなければならない。

6 知事等は、電子情報処理組織を使用して申請等を行うものが添付書面等のうち知事が定めるものに記載されている事項を入力する場合は、知事が定める期間、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において、当該添付書面等を提出させることができる。

7 他の規則の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 知事等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受けるものがあらかじめ書面等によって処分通知等を受けるこ

とを求めたときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

- 2 知事等は、電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。この場合において、知事等は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

(電磁的記録による縦覧等)

- 第6条 知事等は、条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、知事等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法によるものとする。

(電磁的記録による作成等)

- 第7条 知事等は、条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって作成又は保存する方法によるものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

- 第8条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する第4条第4項各号に掲げる電子証明書が併せて送信されるものに限る。）並びに第4条第1項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

- 2 条例第4条第4項及び条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名（電子証明書が併せて添付されたものに限る。）とする。

(その他手続等の取扱い)

- 第9条 知事等に対して行うこととされ、又は知事等が行うこととしている手続等（条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、法令、他の条例及び規則に特段の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

(委任)

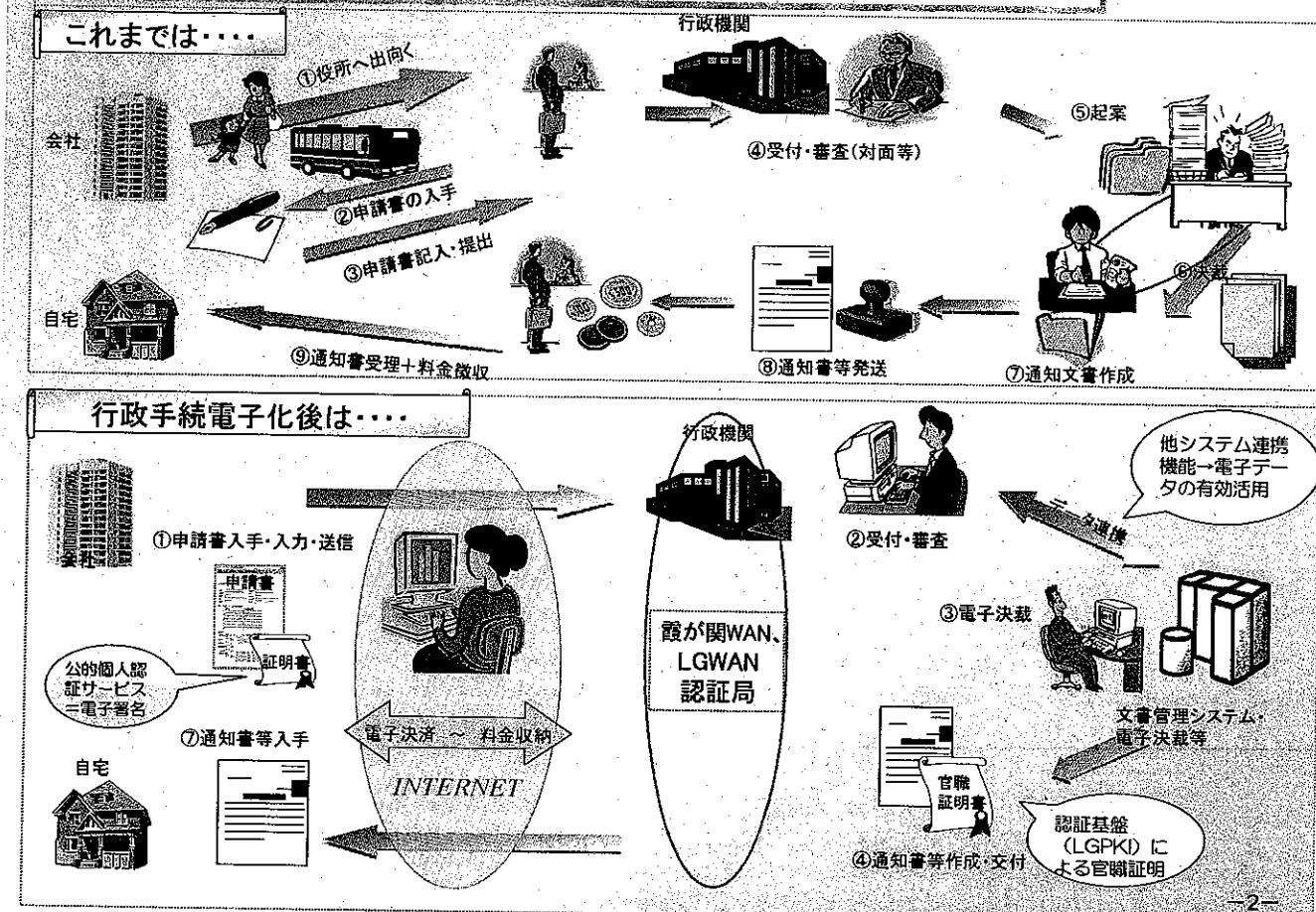
- 第10条 この規則に定めるもののほか、知事等に係る行政手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

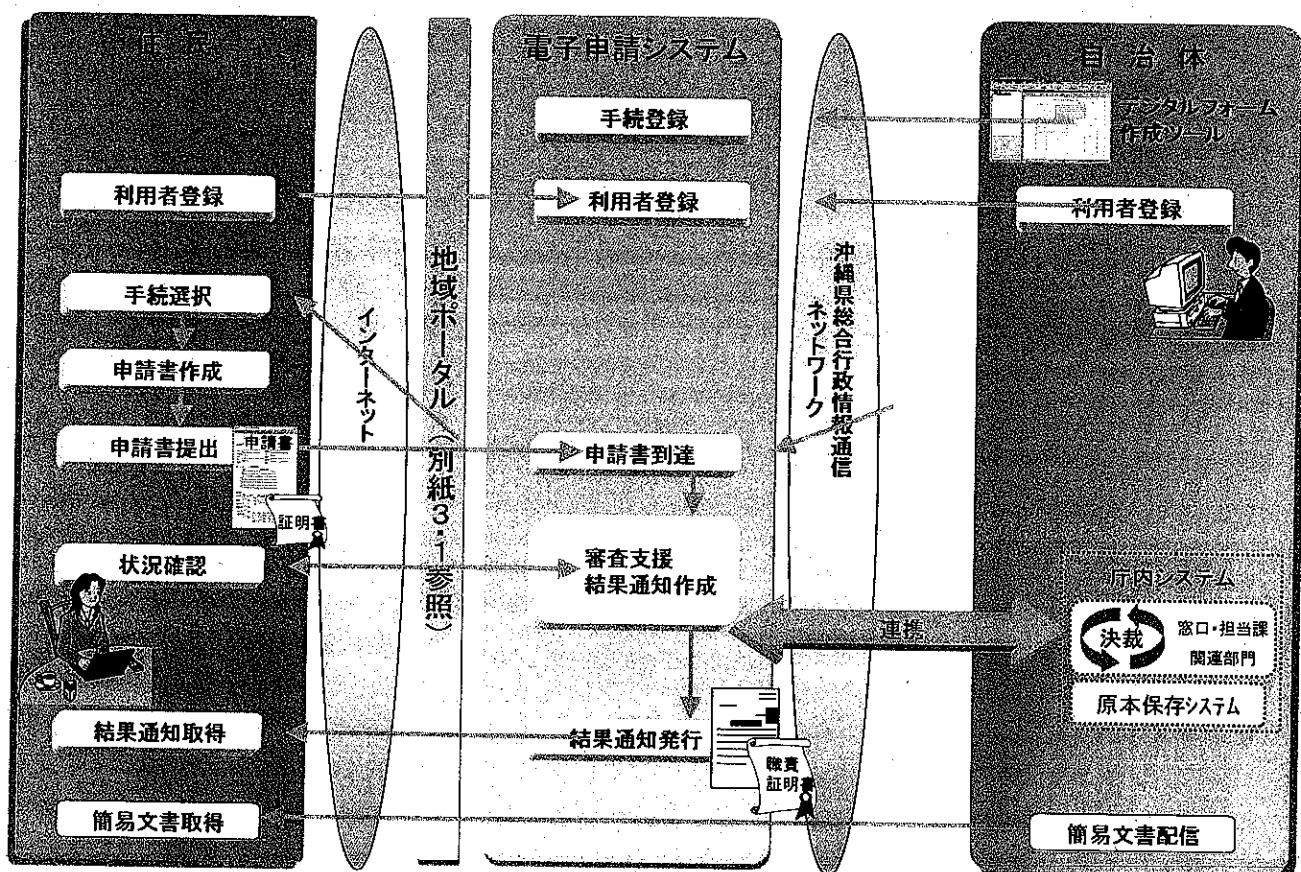
# 行政手続オンライン化イメージ

参考資料



-2-

## 平成16年度 本格運用イメージ



表分析票調查

表分析調查票